|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| （部会の設置）  第２条　審議会に次に掲げる部会を置く。  　一　医療機器安全対策推進部会  　二～四　略  （所掌）  第４条　医療機器安全対策推進部会は、医療機器の適正使用を推進し、その安全性を確保するために、医療機器の現状を把握し、課題の整理・分析を行い、問題点の共有化を図り、医療機器の製造から使用段階における安全性確保のための施策について審議する。  附則  この要領は、平成30年　月　　日から施行する。 | （部会の設置）  第２条　審議会に次に掲げる部会を置く。  　一　在宅医療機器安全対策推進部会  　二～四　略  （所掌）  第４条　在宅医療機器安全対策推進部会は、患者が自宅で使用する医療機器（以下「在宅医療機器」という。）の適正使用を推進し、その安全性を確保するために、在宅医療機器の現状を把握し、課題の整理・分析を行い、問題点の共有化を図り、在宅医療機器の製造から使用段階における安全性確保のための施策について審議する。  附則  この要領は、平成25年５月14日から施行する。 |

大阪府薬事審議会部会設置規程　新旧対照表

（第２条第１項及び第４条第１項）（案）

資料１－３